

谷山第二地区 第34号

発行 鹿児島市 建設局 都市計画部 谷山都市整備課
〒891-0141
鹿児島市谷山中央五丁目26番7号

区画整理だより

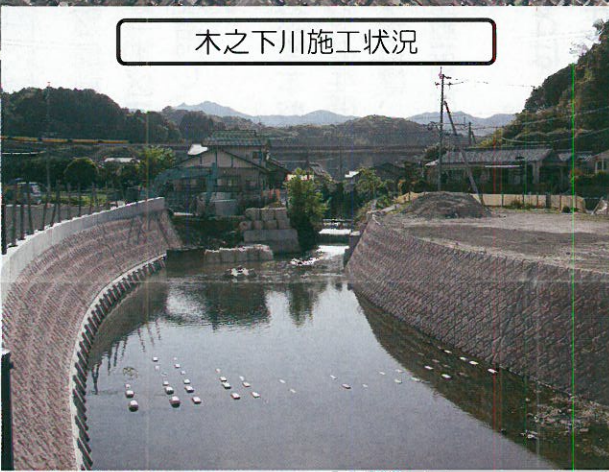
谷山第二地区係 Tel.099-269-8436 (直通)
工事係 Tel.099-269-2141 (直通)
補償係 Tel.099-269-8437 (直通)
谷山駅周辺地区係 Tel.099-269-8435 (直通)



谷山第二地区航空写真 (平成26年3月撮影)

平成二十五年度の執行状況

谷山第二地区土地区画整理事業につきましては、平成二十五年度も皆様方のご理解と協力をいただきながら進めてまいりました。
岩下公園の整備や区画道路、敷地造成の一部などが完成いたしました。工事期間中は、何かと迷惑をおかけしましたが、ご協力いただきありがとうございました。平成二十五年度末現在での進捗状況は、事業費ペースで約九六%となっております。



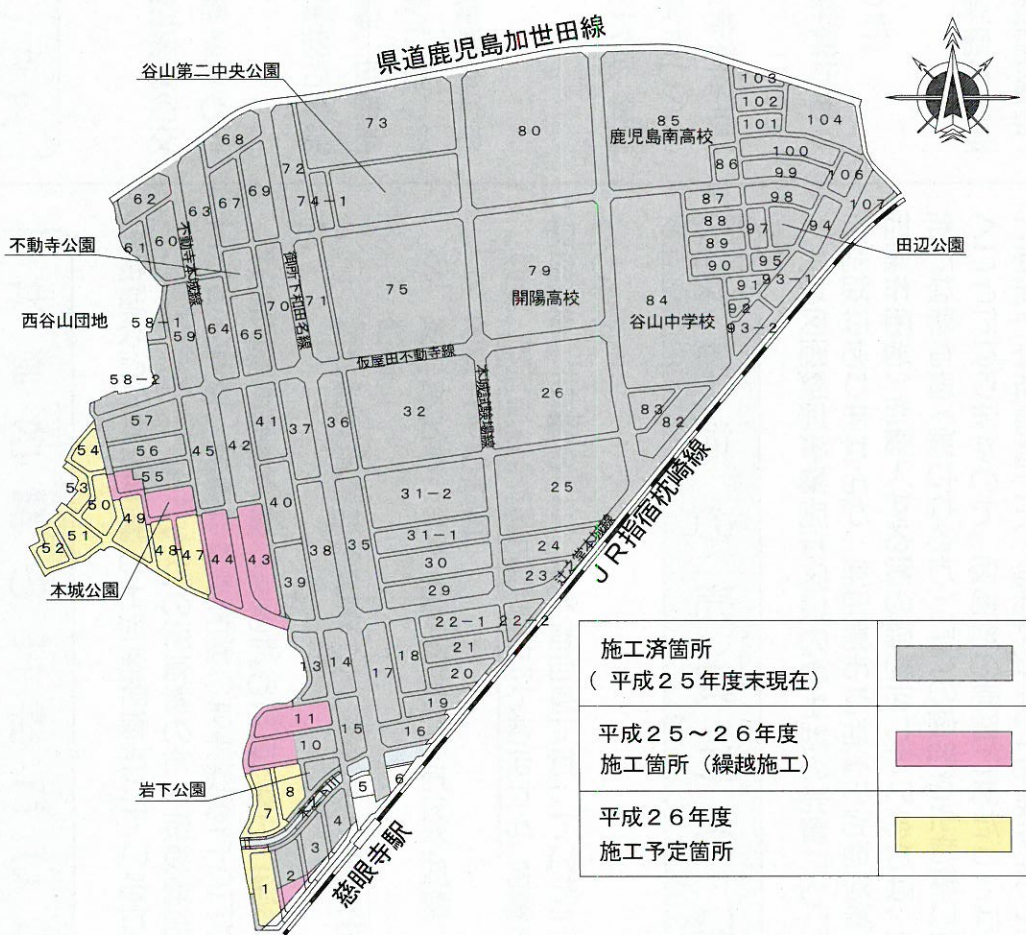
木之下川施工状況



岩下公園

平成26年3月31日供用開始

平成26年度施工予定図



平成二十六年年度の事業概要について

平成二十六年年度の谷山第二地区土地区画整理事業の主な事業内容は次のとおりです。

- 区画道路築造 約一、二七五m(本城・岩下地区の各一部)
- 宅地整地工事 約一・六ha
- 橋梁整備(岩下橋上部工)
- 出来形確認測量等

また、公共下水道事業(谷山第二地区)の主な事業内容は次のとおりです。

- 三号水路改良 約六〇m
- 護床工

○ その他、区画整理事業への負担金の支出等

今年度も事業を円滑に進めることができますよう、引き続き皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、今年度に工事を予定している箇所は、左図のとおりです。

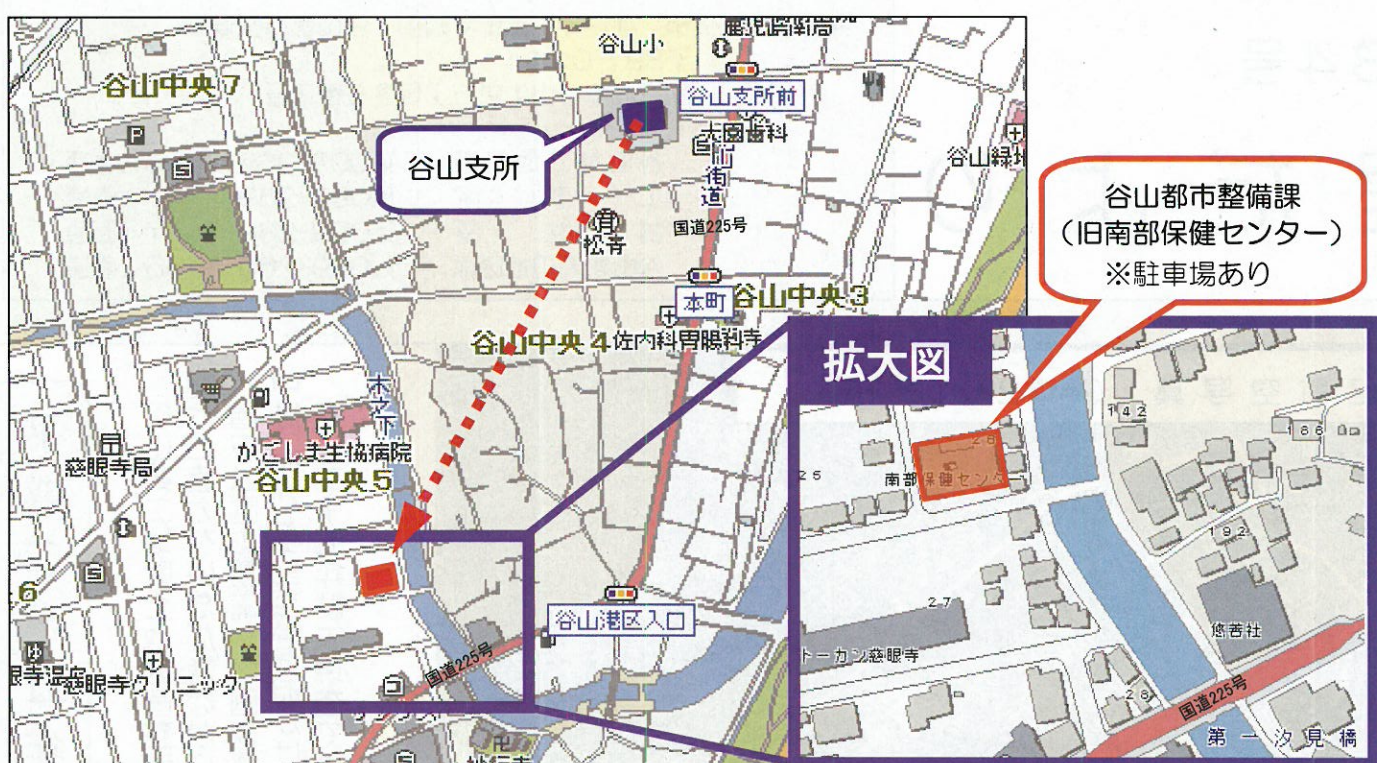
※国からの交付金交付額の変動等により、事業内容を変更することがあります。
※ピンク・黄色部分は工事予定箇所であり、使用収益開始時期については、別途、お問い合わせください。

事務室移転について

平成二十六年四月十四日より谷山都市整備課の事務室は谷山支所三階から旧南部保健センターに移転しました。

電話番号（谷山第二地区係直通）：099・269・8436（の変更はございませんが、谷山支所の代表電話）（099・269・2111）からは、おつなぎできなくなりましたのでご注意ください。

※詳しくは、別紙「事務室移転のお知らせ」や市ホームページなどをご覧ください。



©パスコ©IPC

市ホームページのトップページ上部にあります「サイト内検索」にて、「谷山都市整備課」で検索し、検索結果の「[谷山都市整備課事務室移転のお知らせ](#)」をクリックすると確認できます。

都市再生整備計画の事後評価について

●都市再生整備計画とは

谷山第二地区では、国から交付される「社会資本整備総合交付金」を活用し、土地区画整理事業や公園などの整備を進めております。

この社会資本整備総合交付金の活用には、事前に事業期間（概ね五年間）内に達成すべきまちづくりの目標、目標を定量化する指標、目標達成のために実施する事業等を記載した「都市再生整備計画」を作成し、この計画に基づいて事業を行います。

●事後評価とは

都市再生整備計画に基づいて実施した事業については、計画期間内の最終年度に取り組み成果を確認し、今後のまちづくりの方策などを検討することとなり、これを「事後評価」といいます。

昨年度、谷山第二地区の都市再生整備計画が最終年度であったことから、事後評価の手続きを進めてまいりました。

●事後評価結果の公表について
今回の事後評価については、「鹿児島市公共事業評価検討委員会」及び第三者機関である「鹿児島市事業評価監視委員会」に諮り、平成二十六年三月に国へ報告しました。

なお、事後評価の結果につきましては、鹿児島市のホームページ及び谷山都市整備課で閲覧できます。

片付けゴミ・引越しゴミについて

ごみ出しルールが守られていないことについての注意が度々寄せられております。

引越しや片付けの際に発生する「一時的な多量のごみ」については、通常のごみ収集業務では収集しておりません。
ごみ出しの詳細について

○各家庭へ配布済みの「家庭のごみ・資源物の正しい出し方ガイドブック」や「ごみ出しカレンダー」をご覧ください。

○市ホームページの「カテゴリー一覧」の「環境・リサイクル」の中の「ごみとリサイクル」をクリックして、「家庭のごみの分け方・出し方」をご覧ください。

共有名義の土地について

私道などの共有名義の土地を所有されている方については、持分に応じてそれぞれの所有者の方へ仮換地指定を行っておりますが、名義は共有名義のまま残ることになります。共有名義を単有名義にするためには、次の二通りがあります。

- ① 共有者が従前地を分筆して、それぞれ単有名義にする方法
- ② 換地処分後に共有者がお互いの持分を放棄して、単有名義にする方法

なお、鹿児島市では名義変更はできません。名義の変更は、関係者で協議のうえ、権利者自身で行っていただくことになります。

仮換地の売買について

土地区画整理事業施行区域内の土地の売買については、特に制限はありませんが、鹿児島市有地（小宅地対策用地・換地操作用地）を購入する旨の確約をしている方は、仮換地の新たな所有者（買われる方）にこの確約を引き継いでいただくこととなりますので、仮換地の売買にあたっては、そのことを新たな所有者によく理解していただき承ってもらう必要があります。

この場合、普通財産譲渡申込書等書類の提出をしていただく必要がありますので、売買を行う際には、必ず『谷山第二地区係』へご連絡ください。

みなさまへお願い

- 登記名義人が変わったとき。
（登記簿謄本の写しを添付して下さい）
 - 住所を変更したとき。
 - 代理人を定めたとき。
 - 借地権の申告をするとき。
 - （他人名義の土地に建物などを所有する人）
 - 土地区画整理事業の施行区域内での建築物及び工作物の新築や増・改築、土地の形質の変更、または移動の容易でない物件の設置・堆積を行うとき。（法七六条許可）
- このような場合は、届出又は許可が必要になりますので、詳しくは『谷山第二地区係』にお問い合わせください。